

# ○ 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する事務処理要領について（例規）

平成9年4月1日  
兵警運例規第9号警察本部長

〔沿革〕 平成14年3月本部訓令第5号、7月兵警運例規甲第19号、18年10月第25号、21年5月第21号、26年5月第21号、30年3月第30号、令和3年3月兵警務例規甲第27号、4年5月兵警運例規甲第14号、8年1月兵警運例規甲第1号改正

道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する事務処理要領を下記のように定め、平成9年4月1日から実施する。

記

## 第1 趣旨

この要領は、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）に規定する意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 意見の聴取及び弁明の機会の付与の対象となる処分

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定により意見の聴取の対象となる処分は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 法第103条第1項第5号の規定による免許の取消し及び90日以上効力の停止、同条第2項第1号から第4号までのいずれかの規定による免許の取消し並びに同条第4項の規定による免許の取消し及び90日以上効力の停止（同条第1項第5号又は同条第2項第1号から第4号までのいずれかに係るものに限る。）
  - (2) 法第104条の2の2第2項又は同条第4項の規定による免許の取消し
  - (3) 法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定による免許の取消し
  - (4) 法第107条の5第1項、同条第2項又は同条第9項において準用する法第103条第4項の規定による90日以上自動車等の運転の禁止（法第107条の5第1項第2号又は同条第2項各号に係るものに限る。）
- 2 法の規定により弁明の機会の付与の対象となる処分は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 法第77条第5項の規定による許可の取消し又は効力の停止
  - (2) 法第90条第1項ただし書の規定による免許の拒否及び保留並びに同条第2項の規定による免許の拒否
  - (3) 法第90条第5項の規定による免許の取消し及び効力の停止並びに同条第6項の規定による免許の取消し
  - (4) 法第103条の2第1項の規定による免許の効力の停止
  - (5) 法第104条の2の3第1項の規定による免許の効力の停止
  - (6) 法第107条の5第10項において読み替えて準用する法第103条の2第1項の規定による自動車等の運転の禁止

### 第3 代理人及び補佐人

#### 1 代理人

当事者が、意見の聴取の期日又は弁明の日時に、代理人を出頭させようとするときは、当事者から意見の聴取の期日又は弁明の日時までには代理人資格証明書（様式第1号）を提出させるものとする。

また、代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第2号）により、その旨を届け出させるものとする。

#### 2 補佐人

- (1) 当事者又はその代理人（以下「当事者等」という。）が、意見の聴取の期日又は弁明の日時に、補佐人を出頭させようとするときは、当事者等から意見の聴取の期日又は弁明の日時までには補佐人出頭許可申請書（様式第3号）を提出させるものとする。
- (2) 補佐人出頭許可申請書の提出があった場合において、当該補佐人の出頭を許可したときは、当事者等に対して補佐人出頭許可通知書（様式第4号）又は口頭により通知するものとする。

### 第4 意見の聴取

#### 1 意見の聴取の通知

- (1) 意見の聴取の通知は、当事者に対して意見の聴取通知書（様式第5号）により行うものとする。
- (2) 意見の聴取通知書には、受領書（様式第6号）を添付するものとする。

#### 2 意見の聴取の期日及び場所の変更

- (1) 意見の聴取の期日又は場所の変更の申出は、意見の聴取期日・場所変更申出書（様式第7号）により行わせるものとする。
- (2) 意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、当事者等に対して意見の聴取期日・場所変更通知書（様式第8号）により通知するものとする。

#### 3 冒頭手続

意見の聴取の冒頭において行う説明は、意見の聴取冒頭説明書（様式第9号）により行うものとする。

#### 4 意見の聴取の続行の告知

主宰者は、意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、意見の聴取の期日に出頭した当事者等に対して、新たに期日を意見の聴取続行通知書（様式第10号）又は口頭により告知を行うものとする。

#### 5 意見の聴取調書の作成

主宰者は、意見の聴取の期日における審理の終了後、意見の聴取調書（様式第11号）を作成するものとする。

- 6 主宰者は、意見の聴取の期日における審理の終了後、速やかに意見の聴取の状況を意見の聴取状況報告書（様式第12号）に記載し、意見の聴取調書と併せて公安委員会に報告しなければならない。

### 第5 弁明の機会の付与

1 当事者等に対し、弁明の機会を与えるときは、あらかじめ弁明等の機会の付与通知書（様式第 13 号）により行うものとする。

2 口頭による弁明の録取

弁明録取者は、当事者等が口頭による弁明をしたときは、弁明調書（様式第 14 号）を作成しなければならない。

様式第1号（第3の1関係）

代理人資格証明書

年 月 日

様

住所  
氏名

通知書（ 年 月 日付第 号）により通知のあった  
年 月 日 意見の聴取  
において行われる  
弁明の機会の付与

意見の聴取  
については、下記の者を代理人として選任し、私のために  
意見の聴取  
及び運転免許の行政処  
弁明の機会の付与  
分に関する一切の行為をすることを委任します。

記

意見の聴取 の件名 弁 明	
住 所	
氏 名	
本人との関係	

様式第2号（第3の1関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

様

住所  
氏名

意見の聴取  
通知書（ 年 月 日付第 号）により通知のあった  
年 月 日 において行われる  
弁明の機会の付与

については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

意見の聴取 の件名 弁 明	
住 所	
氏 名	
本人との関係	

様式第3号(第3の2の(1)関係)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

様

住所

氏名

意見の聴取

通知書( 年 月 日付第 号)により通知のあった  
年 月 日 において行われる

弁明の機会の付与

については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

意見の聴取 の件名 弁 明	
住 所	
氏 名	( 歳) 職 業
当事者又はその 代理人との関係	
補佐する事項	

注 不要な文字は、二重線で抹消すること。

補佐人出頭許可通知書

年 月 日

様

㊟

年 月 日

意見の聴取  
において行われる  
弁明の機会

については、下記の補佐人とともに出頭することを許可したので通知します。  
の付与

記

意見の聴取 の件名 弁 明	
住 所	
氏 名 職業	( 歳)
当事者又はその代理人 との関係	
補佐する事項	

注 不要な文字は、二重線で抹消すること。

様式第5号（第4の1の(1)関係）

年 月 日

様

兵庫県公安委員会

意見の聴取通知書

道路交通法第 条第 項の規定に基づき、あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を下記のとおり行うので出頭されるよう通知します。

記

意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	
処分をしようとする理由	

## 受領書

私あての通知書は、確かに受領しました。

年 月 日

氏 名

電話	自 宅	-	-	
番号	携帯電話			名称
	勤務先	-	-	( )

通知書の宛先と現住所が異なるときのみ現住所も記入してください。  
現住所

次の該当数字を○印で囲んでください。

1. 私、若しくは代理人が出席します。
2. 出席するつもりですが、都合で出席できなかったときは欠席のまま審理してください。
3. 欠席のまま審理してください。  
(欠席で返信された方でも出席できます。変更の連絡はいりません。)

※ このハガキは速やかに必ず返信してください。

お  
願  
い

本人以外でこの通知書を受け取っていただいた人は  
お手数ですが次に記入して返信をお願いします。

本人の転出先（電話）

転出年月日

その他

本人への連絡が できた できない

返信者 本人との関係

氏 名

様式第7号(第4の2の(1)関係)

意見の聴取期日・場所変更申出書

年 月 日

様

住所

氏名

意見の聴取通知書( 年 月 日付第 号)により通知のあった  
年 月 日 において行われる意見の  
聴取の期日・場所については、下記のとおり、やむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

記

意見の聴取の件名	
理 由	

- 注 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
2 不要な文字は、二重線で抹消すること。

意見の聴取期日・場所変更通知書

年 月 日

様

㊟

年 月 日 において行うこととして  
いた意見の聴取の期日・場所を下記のとおり変更したので通知します。

記

意見の聴取の件名		
意見の聴取の期日	変 更 前	変 更 後
	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
意見の聴取の場所	変 更 前	変 更 後

注 不要な文字は、二重線で抹消すること。

様式第9号（第4の3関係）

意見の聴取冒頭説明書

被 処 分 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
予定される処分内容		
根拠となる法令の条項		
原因となる事実		

報 告	処分意見	決 定	決定 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 基準量定のとおり <input type="checkbox"/> 停止 日 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 取消し（欠格 年） <input type="checkbox"/> 停 止 <input type="checkbox"/> その他
		所轄警察署（隊）名	警察署（隊）

- 注 1 「原因となる事実」欄には、処分の理由となった交通違反又は交通事故の概要、処分前歴、累積点数等の意見の聴取を行う上で参考となる事項を記載すること。
- 2 「報告」欄の「 その他」には、意見の聴取の結果、引き続き継続調査を行う必要がある場合について記載すること。
- 3 「決定」欄の「 その他」には、取消し及び停止以外の決定内容について記載すること。

第 号

意見の聴取続行通知書

年 月 日

様

㊟

年 月 日

において行った意見の聴

取を、下記のとおり続行するので通知します。

記

意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分 から
意見の聴取の場所	

意見の聴取調書

主催者の職名及び氏名

印

意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	
意見の聴取会場	
住 所 当 事 者 氏 名	
住 所 代理人等の 氏 名	
当事者又はその代理人 等の意見の陳述の要旨	
参考人又は関係 人の証言の要旨	
その他参考事項	
提 出 物 標 目	

意見の聴取状況報告書

回数	第 回
日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分までの間
場所	
出席公安委員	委員長 委員 委員 委員 委員
意見の聴取 主宰者	警 視 警 視
行政庁職員	警 部 警部補 警部補 警部補
意見の聴取状況	意見の聴取当事者名簿（別紙）記載のとおり
備考	

注 「備考」欄には、呼出者数及び出席者数を記載すること。

弁明等の機会の付与通知書

年 月 日

様

㊞

あなたに対する下記の理由による処分について、道路交通法第 条第 項の規定による弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の日時	年 月 日 時 分 から
弁明の場所	
処分しようとする理由	

- 注 1 弁明は、口頭により行います。ただし、弁明を書面で行う場合は事前に申し出てください。
- 2 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく出席しなかったとき又は弁明の日時までには弁明書を提出しなかったときは、弁明を行ったものとして処分を決定します。
- 3 あなたが病気その他やむを得ない理由で出席できないときは、代理人を出席させることができます。
- なお、代理人を選任したときは、弁明の日時までには選任届を提出してください。

弁 明 調 書

年 月 日

弁明録取者の職名及び氏名

⑩

弁 明 の 件 名	
弁 明 の 日 時	年 月 日 時 分から
弁 明 の 場 所	
当事者の氏名及び住所 （代理人・補佐人の氏 名及び住所）	
当事者又はその代理人 の弁明の要旨	
提出された証拠の標目	
その他参考となるべき 事項	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。





